

平成20年度 第3回
北九州市高齢者介護の質の向上委員会

2. 「第二次北九州市高齢者支援計画」について

【(6) 介護保険制度の円滑な実施と
質の向上について】

介護保険制度の円滑な実施と質の向上について

1 介護人材の確保・育成

(1) 第3期の取り組み状況

介護サービス従事者への研修

介護サービスの質の向上と従事者のスキルアップを目的として、介護従事者を対象に、ホームヘルパーやケアマネジャー等の職種別専門研修やすべてのサービス事業者に必要な知識・技能を習得するための基礎的な研修など多様なテーマの研修を実施し、介護人材の育成支援を行った。

- ・平成18年度 開催数 36回 受講者数 3,037人
- ・平成19年度 開催数 45回 受講者数 3,641人

また、地域包括支援センターにおいて、居宅介護事業所のケアマネジャーを対象としたケアマネジメントについての専門研修を実施し、サービスの質の向上と人材の育成に努めた。

- ・平成18年度 開催数 48回 受講者数 2,750人
- ・平成19年度 開催数 45回 受講者数 4,097人

福祉人材バンクの運営

福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人求職相談や紹介を行ったほか、合同就職面談会や広報活動等に積極的に取り組み、福祉人材の確保に努めた。

< 求人求職取扱状況 >

(単位:人)

	求人 相談	求職 相談	新規 求人	新規 求職	紹介者 数	ネット 応募者	就職者 数
H18年度	1,930	4,465	1,304	632	222	-	88
H19年度	2,049	2,989	1,084	459	90	204	31

* 北九州市社会福祉協議会に運営を委託。

* 平成19年度より、福祉人材バンクに登録をしていない人でも、福祉人材バンクホームページから応募できるようになった。

* 求人施設は、高齢者施設が全体の約80%(H19年度)。

* 求職者の年齢層は、20～30歳代が全体の約70%(H19年度)。

* 合同就職面談会を年に2回開催。この他にも、「福祉の職場就職バックアップセミナー」等も開催。

* 施設等への訪問による求人開拓などにも積極的に取り組んでいる。

(2) 今後の課題

介護サービス分野における従事者は、他業種と比べ賃金水準や社会的評価が低いことなどにより、離職率が高く、都市部を中心に人材の確保が難しくなっている。

高齢化の進展とともに介護人材の需要は一層増大することが見込まれ、介護分野における人手不足や離職率を改善し、質の高い人材を安定的に確保するとともに育成していくことが求められている。

(3) 次期計画の取り組みの方向

介護人材の安定的な確保及び定着・育成に向けては、人材不足の要因や現状を踏まえた対策として、

賃金制度をはじめとした処遇改善と経験や資格など能力に応じたキャリア管理の促進

事業主に対する雇用管理の必要性・重要性の理解の促進

健診の徹底や腰痛対策、メンタルヘルス対策など、安心・安全・働きやすい職場環境の整備

福祉人材バンクなどの福祉人材確保機能（マッチング機能）の充実

介護福祉士やホームヘルパーなどの潜在的有資格者の掘り起こし

などが特に重要となっている。

これらは、国をはじめ、自治体、事業主等がそれぞれの役割のもと、一体となって取り組んでいくべき課題であり、このうち、最も大きな要因である賃金水準の改善については、国において次期介護報酬の改定に向けて介護人材を安定的に確保する観点からの検討がなされている。

また、事業主においては、雇用管理の改善や働きやすい職場環境の整備に引き続き取り組むことが求められている。

本市では具体的な支援策として、福祉人材バンクを通じた福祉人材確保機能（マッチング機能）の充実と介護人材の潜在的な有資格者の掘り起こしに取り組んでいくことが必要と考えている。

また、従来からの介護サービス従事者等への研修に加え、事業主の雇用管理の必要性・重要性の理解を促進するための研修を実施し、事業者に対する介護人材の確保・育成に向けた支援を行う。

< 実施事業例 >

福祉人材バンクの運営

潜在的有資格者への就労支援

介護サービス事業経営者（事業主）への研修

地域密着型サービス事業新規参入希望者の育成

2 介護給付の適正な実施

(1) 第3期の取り組み状況

今後の高齢社会を支える基盤として、介護保険を持続可能なものとしていくには、介護給付の適正な実施を図り、介護サービスの質の向上に取り組んでいくことが必要である。

そのためには、介護サービスを必要とする人（受給者）を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するとともに、利用者が制度を理解して状態に応じた適切なサービスを利用することが重要であり、以下の取り組みを行った。

要介護認定の適正化

審査判定の適正化

介護認定審査会における審査判定を公平・公正に、かつ効率的に実施し、審査結果にばらつきがないようにするため、平準化委員会を開催し、審査判定の適正化・統一化を図った。

・平成18年度	開催数	定例会12回	臨時会4回
・平成19年度	開催数	定例会12回	臨時会2回

要介護認定関係者への研修

要介護認定を適正に実施するために、訪問調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対する研修会等を開催した。

要介護認定関係者への研修

・平成18年度	開催数	7回	参加者数	776人
・平成19年度	開催数	10回	参加者数	986人

質の向上による適正化

介護サービス相談員の派遣

施設や事業所に相談員を派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、それを改善に結びつけることで、介護サービスの質の向上を図った。

・平成18年度	派遣数	81事業所
・平成19年度	派遣数	106事業所

介護サービス従事者への研修

介護サービスの質の向上に向けて、介護従事者を対象に、職種別専門研修、基礎的な研修など多様なテーマの研修を実施した。

・平成18年度	開催数	36回	受講者数	3,037人
・平成19年度	開催数	45回	受講者数	3,641人

また、地域包括支援センターにおいて、居宅介護事業所のケアマネジャーを対象としたケアマネジメントについての専門研修を実施した。

- ・平成18年度 開催数 48回 受講者数 2,750人
- ・平成19年度 開催数 54回 受講者数 4,097人

保険請求の適正化

事業者等に対する指導・監査

適正な介護給付を行うため、県と密接な連携を図り、介護サービス事業所の実地指導を計画的に行った。

- ・平成18年度 実施数 319事業所
- ・平成19年度 実施数 350事業所

居宅サービス計画の検証（ケアプランチェック）の実施

本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているか実地での検証を行った。

- ・平成18年度 実施数 57事業所
- ・平成19年度 実施数 91事業所

利用者の理解による適正化

市民への周知・啓発

介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行った。

- ・平成18年度 実施数 98回
- ・平成19年度 実施数 54回

給付費通知の送付

在宅サービスの利用者へ利用状況を記載した給付費通知を送付した。

- ・平成18年度 送付者数 延べ 104,182人
- ・平成19年度 送付者数 延べ 74,152人

(2) 今後の課題

高齢化の進展に伴い、介護給付費は今後もさらに増加していくことが予想される。このため、利用者の介護保険制度の理解の促進を図るとともに、サービス利用者本人の尊厳と自立を支援するという視点に立って真に必要なサービスを事業者がルールに従って提供することが引き続き求められている。

(3) 次期計画の取り組みの方向

持続可能な介護保険制度の構築に向けて、今後も引き続き介護給付の適正な実施を図るとともに、介護サービスの質の向上に取り組んでいく。